

介護保険における

県北医療圏 退院調整ルール



平成28年12月から運用開始しています。

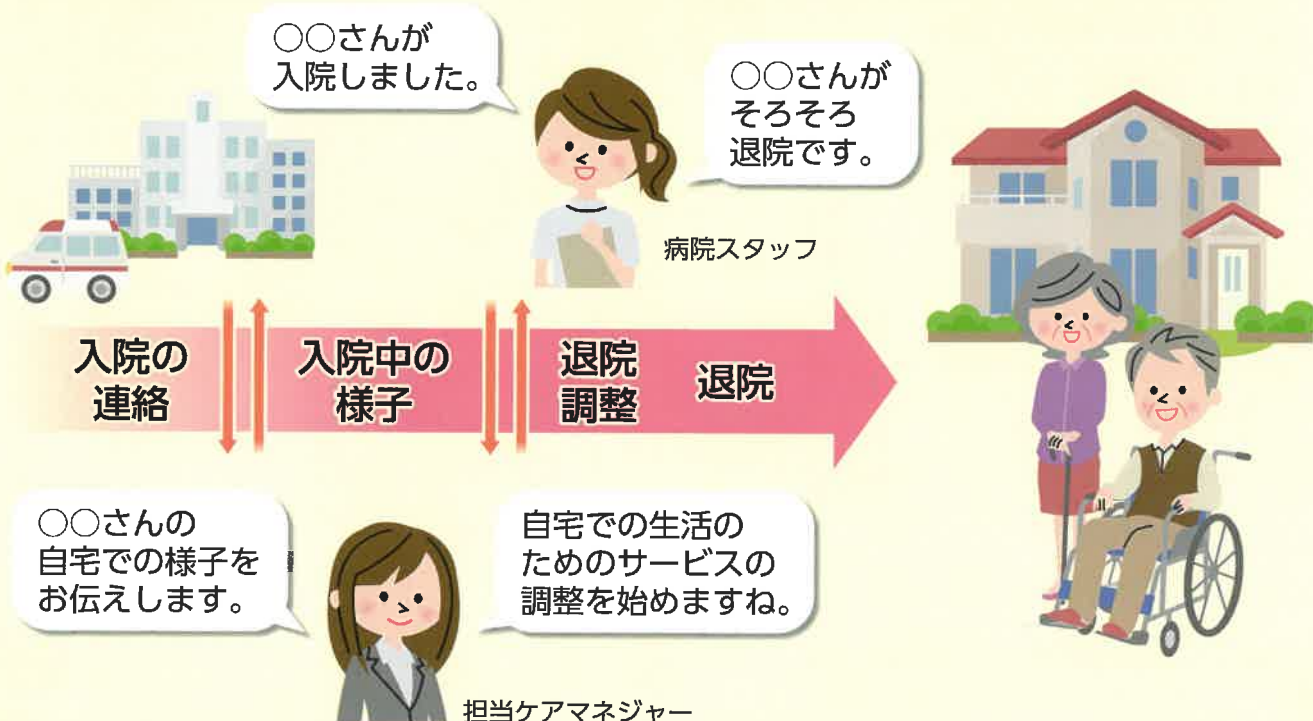
退院調整ルールとは

入院患者さんが退院する際に、必要な介護保険サービスをスムーズに受けられるようにするための連携のしくみです。

病院とケアマネジャーが協力して、退院にむけての話し合いや介護サービスの調整を準備します。



退院調整のルールの流れ



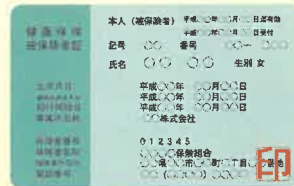
皆さまにお願いしたいこと

●入院したらケアマネジャーへ連絡しましょう!!

ご本人やご家族は、なるべく早く担当ケアマネジャーに連絡してください。

●「入院時セット」として以下のものをまとめておきましょう。

①医療保険証



②介護保険証



③お薬手帳



④かかりつけ医の診察券



⑤担当ケアマネジャーの名刺



介護保険認定を受けていない方もご安心ください。

状態により介護保険サービスの利用手続きなど、病院とケアマネジャー、市町村が連携して支援します。



県北医療圏退院調整ルールに関する問い合わせ先

県北保健福祉事務所
保健福祉課 高齢者支援チーム
TEL.024-534-4156



市町村の窓口・問い合わせ先

大玉村健康福祉課
高齢福祉係

TEL.0243-24-8116



* 詳細は、県北保健福祉事務所と県北の各市町村のホームページに掲載しております。